

「大学連携による地域活力創出事業」よくある質問

目次

Q1. 連携する大学研究室が決まっていなくても事前相談できますか。.....	1
Q2. 財団ホームページの大学研究室リストに掲載されていない大学研究室と連携することは できますか。.....	1
Q3. 複数の研究室との連携や、学生だけでの活動も対象になりますか。.....	2
Q4. 東京圏以外の大学研究室との連携に係る経費は対象になりますか。.....	2
Q5. 都道府県は、本事業の対象になりますか。.....	2
Q6. 学生や指導教員の現地活動日数に要件はありますか。.....	2
Q7. すでに実施している大学連携の取組も対象になりますか。.....	2
Q8. 複数年連続で本事業の補助金を活用することはできますか。.....	2
Q9. 補助率や補助金額、補助対象経費はどのようになりますか。.....	3
Q10. 国などの他の補助金と併用することはできますか。.....	3
Q11. 申請した事業はどのような観点で選考されますか。.....	3
Q12. 採択後に事業内容や連携する大学研究室を変更することはできますか。.....	3

Q1. 連携する大学研究室が決まっていなくても事前相談できますか。

A1. 事前相談できます。地域課題や事業内容を踏まえ、ふるさと財団から連携先となる大学
研究室の紹介や、事業実施計画についての助言を受けることができます。

ただし、交付申請時には連携する大学研究室を決定した上で申請してください。

Q2. 財団ホームページの大学研究室リストに掲載されていない大学研究室と連携 することはできますか。

A2. 可能です。連携先は東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）に所在する大学研究
室であれば、財団ホームページの大学研究室リストに掲載されていない研究室でも対象
となります。

この場合、申請時に研究室の専門分野や主な活動実績等が分かる資料を添付してくださ
い。

Q3. 複数の研究室との連携や、学生だけでの活動も対象になりますか。

A3. 複数の研究室との連携事業も対象となります。

一方、学生単独の活動は対象とならず、指導教員の指揮下で大学研究室として実施する活動であることが必要です。

Q4. 東京圏以外の大学研究室との連携に係る経費は対象になりますか。

A4. 東京圏以外の大学研究室との連携に係る経費は対象となりません。

Q5. 都道府県は、本事業の対象になりますか。

A5. 本事業では対象となりません。対象は市町村(首都圏の市町村・政令市を除く)です。

Q6. 学生や指導教員の現地活動日数に要件はありますか。

A6. 学生による現地活動の延べ日数は 45 日以上、指導教員による現地活動の延べ日数は 2 日以上としてください。

学生の延べ日数は、参加学生数と現地活動日数を掛け合わせて算定します。学生 1 人当たり 6 日程度を目安に、地域との継続的な関わりが確保できる活動形態とすることが望ましいです。

Q7. すでに実施している大学連携の取組も対象になりますか。

A7. 新規の取組のほか、既存事業を抜本的に拡充する取組も対象となります。

ただし、既存事業をそのまま継続するものや、既存事業の単なる財源の付け替えとなるものは対象となりません。

Q8. 複数年連続で本事業の補助金を活用することはできますか。

A8. 最大 3 か年度まで補助を受けることができます。毎年度、事業の進捗状況を点検し、2 年目・3 年目の継続事業では、前年度までの成果や課題を踏まえた事業計画を作成する必要があります。

Q9. 補助率や補助金額、補助対象経費はどのようになりますか。

A9. 補助率は補助対象経費の 3 分の 2 以内で、1 事業当たり 250 万円が上限です。大学研究室の活動拠点整備等のために施設を改修する場合は、要件に該当すれば 150 万円を加算でき、補助金額は最大 400 万円となります。

補助対象経費には、学生・指導教員等の旅費・宿泊費、コーディネーターへの委託費、会議費、印刷製本費、原材料費、消耗品費、施設改修費などが含まれます。なお、参加者等の飲食費や、本事業での使用が主目的でない施設改修費・備品費等は対象となりません。

Q10. 国などの他の補助金と併用することはできますか。

A10. 対象事業について、国、独立行政法人または他の公益法人等から補助金等を受ける場合は、本事業の対象となりません。

Q11. 申請した事業はどのような観点で選考されますか。

A11. 主に次の観点から選考を行います。

- ・事業の妥当性
- ・実施体制
- ・地域課題の解決や学生の関係人口づくりに向けた事業内容
- ・大学研究室の知見や役割
- ・事業の先進性・難易度

Q12. 採択後に事業内容や連携する大学研究室を変更することはできますか。

A12. 事業内容の変更、遅延、中止等が生じた場合は、速やかにふるさと財団と協議し、必要に応じて変更申請書を提出してください。

連携する大学研究室を変更する場合などが変更申請の対象となります。なお、交付決定後の補助金の増額は原則として認められません。